



令和4年2月24日

「民主と自治の会」

藤代 政夫 様

渡邊 俊彦 様

戸部 光枝 様

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



申し入れ（「H P Vワクチン積極勧奨」再開には慎重に対応してください）について（回答）

令和4年2月3日付けで提出のありました要望書について、下記のとおり回答いたします。

記

① 是非無条件にH P Vワクチンの積極勧奨を再開しないでください。慎重にもちろろの諸課題を解決整備してください。

【回答】

子宮頸がん予防ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種として行われる予防接種です。市町村は、予防接種法に基づく予防接種を定められた期間等で行わなければならぬことが予防接種法第3条に定められており、市町村において実施を選択できるものではありません。

令和3年11月26日付けで、国より、最新の知見を踏まえ、子宮頸がんワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたため、接種の勧奨を再開する旨の通知があったところです。これを受け、本市においても國の方針に沿って個別通知再開等の準備を進めております。

予防接種法に基づく予防接種につきましては努力義務が適用されておりますが、強制ではありません。本市としては、接種を希望される方が円滑に受けることができるよう体制を整備するとともに、接種の可否を検討される皆様に対しては、検討のための情報の提供を迅速に行ってまいります。

② 国の通知（12／28）では「相談支援体制・医療体制が十分に整備される前にH P V感染症に係る定期接種が性急に行われることがないよう」となっていますが、鎌ヶ谷市では十分に整備されたのでしょうか？相談支援体制、医療体制それぞれ具体的に教えてください。

【回答】

医療体制につきましては、医療整備の権限が県にあるため、本市においてはその権限を有しておりませんが、厚生労働省において、医療機関で診療に従事する医師等への説明会を令和3年12月10日に実施する等、国が体制整備を進めております。本市としては、国や県が整備する医療体制や相談支援体制に関する情報を迅速に収集し、市民の皆様にお伝えしてまいります。

本市は、身近な相談窓口として、国及び県等からの情報をもとに市民の皆様からの相談を受け付けており、必要時に専門的な相談ができる機関の紹介などを行っております。今後も、国や県の動向等を注視しつつ、鎌ヶ谷市医師会等とも連携し、対応してまいります。

③ 2021年度HPVワクチン接種にかかる予算はいくらですか？対象人数は？

【回答】

令和3（2021）年度は、子宮頸がん予防接種委託料として24,900千円を予算計上しております。

令和2年10月9日付で、令和2年度の対象者へ接種についての情報提供を行うこととする文書が国から発出されたことを受け、令和3年度に接種希望者が増える可能性が見込まれたことから、全対象者の20%に当たる500人が3回接種する分を想定いたしました。

④ 2022年度HPVワクチン接種予算はいくらを予定していますか？その対象人数は？

【回答】

令和4（2022）年度は、対象学年である5学年の60%に当たる1,500人が接種すると想定し、74,880千円を予算計上しております。

⑤ 2022年2／1現在の鎌ヶ谷市でのHPVワクチン接種実績（累積）は？何人何回？

2013年6月末の時点、2020年度末の時点、2022年2／1時点で教えてください。

【回答】

2013年（平成25年）6月末時点では、2,206人、延べ6,137回
2020年（令和2年）3月末時点では、2,225人、延べ6,254回
2022年（令和4年）2月1日時点では、2,404人、延べ6,691回
となっております。

⑥ 2022年度接種に向けて“予診表の個別送付”をしていますか？いつしましたか？いつしますか？

【回答】

令和3年11月26日付けで国から発出された通知に基づき、本市においても、対象者全員に対する個別通知の準備を行っております。通常の予防接種では、次年度に対象となる方がスムーズに接種できるよう、前年度の3月に予診票等を送付しているため、子宮頸がん予防接種につきましても同様の対応とする予定です。

⑦ 「キャッチアップ接種」も提示されていますが鎌ヶ谷市内の対象者は何人ですか？どのように行いますか？

【回答】

キャッチアップ接種は、平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方が対象となり、本市においては約1万人程度の方が対象となります。通知や実施医療機関の調整等の接種体制につきましては、鎌ヶ谷市医師会等と協議を行う必要があり、現在検討中です。

⑧ 積極的勧奨をすることでこれまでのよう副反応が生じてしまったとき責任は鎌ヶ谷市がとるのですか？どこまでとるのですか？

【回答】

予防接種法に基づく予防接種において、予防接種と健康被害との因果関係が認定された場合、国による「予防接種健康被害救済制度」により救済されることとなります。本制度における本市の役割としては、救済制度に関する周知及び相談を受け、申請を受理し、鎌ヶ谷市医師会の医師等を委員とする「予防接種委員会」において、審議を行った上で国への申達を行うことなどがあります。また、国が認定した場合、その給付を行います。なお、給付に係る費用の負担割合につきましては、国1／2、県1／4、市1／4となっております。

⑨ 「HPVワクチン薬害訴訟全国原告団・弁護団」からの8項目の要請に対してどうこたえますか？1～8について具体的に教えてください。

1. 相談支援体制・医療体制等の環境が十分整備される前に、個別通知による積極的勧奨を行わないでください。

【回答】

子宮頸がん予防ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種として行われる予防接種です。市町村は、予防接種法に基づく予防接種を定められた期間等で行わなければならぬことが予防接種法第3条に定められております。

今回、国から積極的勧奨を行うことが求められていること、接種を希望される方

が接種できるように環境を提供する必要があることなどから、個別通知は実施する予定としております。

本市としては、誰かに接種を強要されたり、情報がなく不安なままで接種を受けることのないよう、正しい情報を周知啓発するとともに、相談窓口として市民の皆様の相談を受け付けてまいります。今後も、国や県の動向等を注視しつつ、鎌ヶ谷市医師会等とも連携し、対応してまいります。

2. 相談支援体制・医療体制等の実情に合った、慎重な定期接種を実施するため、個別通知の対象年齢を絞り、通知の方法も工夫し、慎重に進めてください。

【回答】

子宮頸がん予防ワクチンは対象となる年度が予防接種法で定められており、今回実施予定のキャッチアップ接種につきましても、令和4年度から3カ年と期限が決まっている事業となります。

また、接種を行うためには、接種を受ける本人や保護者の同意が必要であり、その判断を促すための情報提供等を迅速に行うことが必須であることなどから、対象の方にまとめて接種券を早期に発送することを検討しております。

本事業につきましては、今後、国の方針等が具体的に示される予定であるため、国及び近隣市の動向等を注視し、適切に対応してまいります。

3. H P Vワクチンの危険性（他のワクチンとの比較を含む）と有効性に関する情報はもとより、接種後の症状に対する相談支援、医療、救済に関する十分な情報を提供してください。その一環として、ホームページ等において、月1回程度の目安で、自治体の接種者における副反応疑い報告の数やその主要な症状等に関する情報を提供してください。

【回答】

副反応疑い報告は、予防接種後に出現した症状について医師が副反応の疑いがある場合に提出されるもので、その症状が副反応であったか否かは国の判断により決められるものです。副反応疑い報告は、報告がなされた時点ではあくまでも疑いであり、副反応として認められるかどうかは不明な状態となります。

市ホームページ等で公表する際には、混乱を防ぐためにも正確な情報に基づく必要があり、またこれらの情報は個人情報を含む可能性があるため、公表には慎重を期す必要があるものと考えます。今後、国や近隣市町村等の動向を注視し、慎重に調査研究してまいります。

4. 地域の診療所・病院及び学校との連携を強化し、副反応被害者に対する医療、福祉、就学等の支援を丁寧に行ってください。

【回答】

副反応が出現した方への対応につきましては、個々の事情が異なることが予想されるため、対応もその都度変わるものと考えておりますが、法律等の範囲内において、本市としてでき得る限りの支援を行ってまいります。

5. 接種者の長期追跡調査を実施し、結果を情報提供や丁寧な支援に生かしてください。

【回答】

接種者の接種後の動向につきましては、市町村単位で実施することは困難ですが、国等が実施した調査の結果などで、市民の皆様へ周知する必要があると判断した場合は、迅速に周知し、相談等にも活用してまいります。

6. 予防接種法に基づく救済制度について周知してください。

【回答】

子宮頸がん予防ワクチンにかかわらず、予防接種法に基づく全ての予防接種において、国による「予防接種健康被害救済制度」が適応されるため、個別通知や市ホームページ等における周知を行っております。また、市民の皆様からのご相談も適宜受け付けております。

7. 副反応被害者に対する無理解、差別、偏見の解消に取り組んでください。

【回答】

本市においては、現段階では重篤な副反応が出現した方についての情報はありませんが、今後も差別や偏見が生じないよう、必要な周知啓発を継続してまいります。

8. H P Vワクチンを接種しても子宮頸がん検診が不可欠であることを周知し、検診費用の無償化などにより検診受診率を向上させるよう努めてください。

【回答】

ワクチンを接種していても、がん検診の受診が重要であることは、本市としても認識しております。本市で実施している子宮頸がん検診は、国の指針に基づき、20歳から受診することができます。早期から子宮頸がん検診を受けていただけるよう、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を活用し、子宮頸がん検診の受診勧奨とクーポンを使用した無料検診を実施し、検診の受診促進を図っております。また、必要に応じ、本市で実施している乳幼児健診や健康相談等においてもがん検診の受診勧奨を行っており、今後も継続してまいります。